

# 令和5年度岐阜県特別支援学校体育連盟競技大会及び交流会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針

令和5年4月 岐阜県特別支援学校体育連盟

## I 基本的な考え方

### 【基本方針の考え方に当たって】

- 1 基本方針の作成に当たっては、国や日本スポーツ協会などが示すガイドライン等を基本とし作成する。
- 2 競技別、交流会別の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性、活動特性に応じた対応の必要性から当該競技団体が示す内容を最大限尊重する。
- 3 競技別、交流会別感染症拡大防止対策の作成に当たっては、校長会、特別支援学校体育連盟事務局、競技専門部による連携の下、内容等の整理をする。

### 【大会・交流会運営について】

- 1 選手役員等をはじめ大会関係者の安全・安心の確保を最優先事項とする。
- 2 大会及び交流会実施の可否、実施時における応援者への対応等重要事案の決定に際しては、「特別支援学校体育連盟」 各専門部・または交流委員会と事務局と綿密な連携の下、校長会が決定する。なお、判断時期等については適切な時期に別途文書等で通知する。
- 3 三つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）のうち1つでも回避。
- 4 手洗いを徹底する。
- 5 マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。  
※マスクには、自身の感染を防御し、自身のウイルスを他人にうつさない効果があることを踏まえ、着用が効果的な以下の場面では、マスク着用を推奨する。
- 6 屋内競技の実施においては、エアコンと独立した換気扇の常時稼働、そのような設置がない場合は、常に複数の窓や扉を開放するなど換気に留意する。  
（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、または蒸気管木）
- 7 当日の参加受付時の留意事項  
競技専門部、交流委員会は、大会・交流会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会・交流会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。  
（1）受付には、手指消毒剤を設置すること。  
（2）受付を行うスタッフは、マスク着用を推奨すること。  
（3）発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を喚起すること。

### 大会参加者への対応

- ①大会・交流会当日の体温
- ②マスク着用

競技中のマスクの着用は大会・交流会参加者の判断によるものとする。

※マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。

③当日の健康チェックカードの記入及び提出は不要とするが、「健康セルフチェックシート」を活用し、体温測定などの健康観察を行う。

(4) 大会・交流会参加前後の留意事項

大会・交流会参加者は、大会・交流会前後のミーティング等においても、三つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）のうち1つでも回避など十分配慮すること。

#### 4 事務局・専門競技部が準備等すべき事項

(1) 手洗い場所

事務局（~~交流委員会~~）競技専門部、交流委員会は、参加者が大会・交流会の開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ①手洗い場所には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意すること。
- ②「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③手洗い後に手を拭くため、参加者にマイタオルを持参させること。
- ④手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。事務局（~~交流委員会~~）競技専門部、交流委員会は、更衣室や、一時的な休憩をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備すること。

- ①広さにはゆとりをもたせ、他の参加者と密になることを避けること。
- ②ゆとりをもたせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、可能な限り消毒すること。
- ④換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

(3) 洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。競技専門部、~~交流委員会~~は、洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理すること。

- ①トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗いトイレのレバー等）については、可能な限り消毒すること。
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤手洗い後に手を拭くため、参加者にマイタオルを持参させること。

(4) 飲食等について競技専門部、交流委員会は、参加者が飲食物等をする際は、以下に配慮すること。

- ①参加者が飲食を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ②飲料については、ペットボトル、瓶、缶や使い捨ての紙コップを使用し、共用はしないこと。
- ③飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

(5) 保護者、付き添いへの対応

競技専門部、交流委員会は、会場に保護者、付き添いの者を入れる場合には、以下に配慮し周知すること。

非接触型体温計を使用して検温し、37.5℃以上の場合は入場を断ること。

(6) 大会・交流会会場

大会・交流会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間をとらないよう、十分な換気を行うこと。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

(7) ごみの管理

参加者にゴミを持ち帰ることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。

## 5 大会・交流会参加者の留意点

競技専門部、交流委員会は、大会参加者に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底すること。

(1) 十分な距離の確保

競技の種類、交流会の内容にかかわらず、競技・交流をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に（最低1m）を空けるけること。運動強度が高い競技の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

(2) その他

- ①競技中に、唾や痰をはくことは行わないこと。
- ②タオルの共用はしないこと。
- ③飲食については、指定場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ④飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に捨てないこと。

## 6 その他の留意事項

~~-(1) バス輸送に関しては、「貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと。~~

- (2) 競技専門部、交流会別の内容については、競技特性・交流会内容に応じ、各競技別、交流会別に作成したガイドラインを作成すること。

#### Ⅳ その他

##### 基本方針作成に向けた主な参考資料について

- (1) スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日

令和2年5月29日改訂

令和2年10月2日改訂

令和3年11月~~4~~5日改訂

公益財団法人日本スポーツ協会

公益財団法人日本障がいスポーツ協会

- (2) 8月1日以降における催物の開催制限等について

令和2年7月27日

スポーツ庁政策課

9月1日以降における催物の開催制限等について

令和2年8月25日

スポーツ庁政策課

11月末までの催物の開催制限について

令和2年9月14日

スポーツ庁政策課

今後の催物の開催制限等の取り扱いについて

令和3年10月29日

スポーツ庁政策課

- (3) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大のガイドライン遵守徹底に向けた取り組み強化等について

令和2年11月12日

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年3月17日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

- (4) 貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第3版）

令和2年6月19日

令和2年7月21日改訂

令和3年11月22日改訂

貸し切りバス旅行事務連絡

(5) 全国高等学校体育大会実施上のCOVID-19感染拡大予防ガイドライン

令和3年12月3日

公益財団法人全国高等学校体育連盟

(6) コロナ社会を生き抜く行動指針

令和4年5月30日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

~~(7) コロナ社会を生き抜く行動指針~~

~~令和5年3月8日~~

~~岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部~~

(8) コロナ社会を生き抜く行動指針

令和5年5月9日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部